## 令和 4 年 11 月

# 区民

# 住 宅

# (あき家) 入居者の募集

募集戸数

区 民 住 宅(世帯用) 2DK 1戸区 民 住 宅(単身用) 1DK 1戸

## 申込資格(一部抜粋)

- 1 本人または申込者の親もしくは子が千代田区内に在住していること。あるいは申込者本人が千代田区内に勤務していること。
- 2 所得が基準の範囲内であること。

# 1,896000 円(単身世帯の下限額) ~ 11,528,000 円(5人世帯の上限額)

※遠隔地扶養親族含む家族数により下限額・上限額は変動します。

※入居者数が5人以上の場合は下記コールセンターへお問い合わせください。 その他資格は $P6 \sim P9$ を参照してください。

# 申込期間

# 令和4年11月21日(月)~令和4年12月1日(木)

- ・申込みは郵送に限ります。
- ・令和4年12月1日(木)までの消印があるもので令和4年12月6日(火)までに届いたものに限り有効です。

## 問い合わせ先(申込期間中)-

# 区民住宅募集コールセンター [9:00 ~ 18:00] 電話 (O3) 5717 - O357 (直通)

- ※電話番号はお間違いのないようにお願いします。
- ※申込期間中は、電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※区民住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である株式会社東急コミュニティーが運営 しています。

# ※申込みにあたっては、次の(1)~(5)の順にしたがって、 それぞれの内容をよくお読みください。

### (1) 申込資格を確認してください。

 □
 「区民住宅(世帯用)」
 6~7ページ

 □
 「区民住宅(単身用)」
 8~9ページ

 □
 「優遇資格」
 10~11ページ

 □
 「特記事項」
 12ページ

### (2)世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>に<br/>が<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>に<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/>い<br/

### (3) 申込む住宅を1つ選んでください。

□ 「申込番号・申込区分等」 21ページ

### (4) 申込書を作成してください。

□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/>□<br/

(5) 郵 送

# 申込みにあたってのご注意

- ・申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申 込書の記入には、十分ご注意ください。
- ・申込番号欄は、必ず記入してください(ハガキも忘れずに)。 申込番号欄に記入がない場合は無効になります。
- 「優遇」 区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。 なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場 合は、**失格**になります。
- ・申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、 また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき(同居親族欄に記入 された場合も含む)は、すべての申込みを無効としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても無効になります。

# 募集住宅概要

区分	申込番号	住 宅 名 (所在地)	間取り (住戸面積)	使用者負担額 (円/月) 保証金(円)	共益費 (円 / 月)	入 居 家族数		交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
世帯用	1	区民住宅 <b>九段さくら館[4階]</b> (九段南 2-9-8)	2 DK (56.82 m²)	65,500 ~ 200,700 602,100	9,500	2人 以上 ※1	1戸	地下鉄 市ヶ谷駅 徒歩8分 地下鉄 九段下駅 徒歩9分 J R 市ヶ谷駅 徒歩11分
単身用	2	区民住宅 <b>西神田区民住宅[12階]</b> (西神田 2-6-1)	1 DK (39.16 m²)	55,100 ~ 109,400 328,200	9,500	1人	1戸	J R 水道橋駅 徒歩6分 地下鉄 神保町駅 徒歩6分

<sup>※1</sup> 世帯用住宅で入居者数が5人以上の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

# 「東京都パートナーシップ宣誓制度」等の受理証明を受けたパートナーと住宅の使用申込みをすることができるようになりました

東京都では、多様な性に関する理解を推進するとともに、人生のパートナーとして歩む LGBT 等の二人の生活上の困りごとを軽減するなど、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を開始しました。(この制度の詳細は都ホームページをご覧ください。)

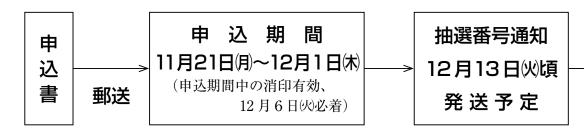
区でも、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、東京都パートナーシップ宣誓制度または同等の制度であると区長が認めた地方公共団体の制度により、パートナーシップ関係として受理証明を受けた場合には、世帯用住宅に使用申込みができるようにしました。

住宅の使用申込みについて、ご不明なことは、この申込みのしおりの表紙に記載して いる住宅募集コールセンターにお問い合わせください。

# 申込みから入居まで

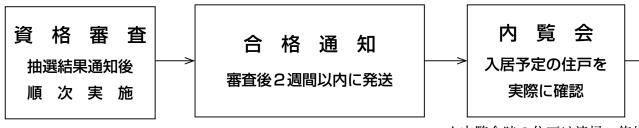
今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

#### 申込みから抽選まで 1



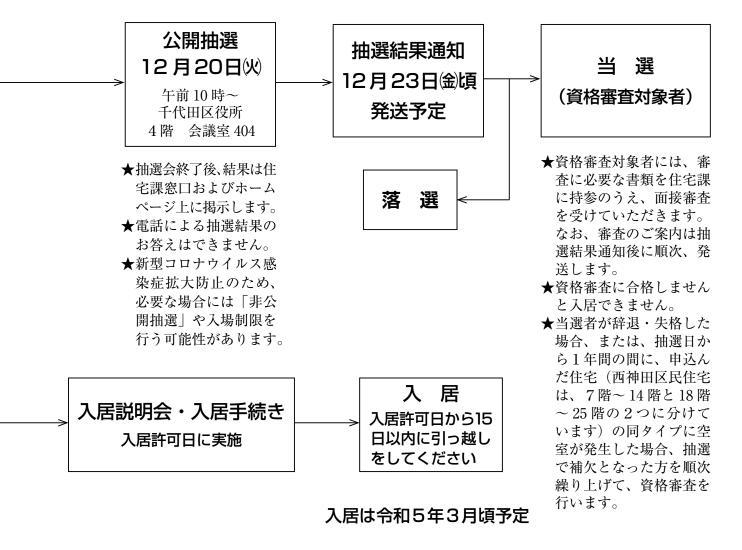
- **★**ハガキの 2か所に 63 ★申込み後、住所が変 円切手を貼り、所定 の封筒に申込書を入 れ84円切手を貼って、 郵送してください。
  - わった場合は、住宅課 にご連絡ください。
- ★切手の貼ってないも の、不足しているも のは、抽選番号の通 知ができません。

#### 2 資格審査から入居まで



★内覧会時の住戸は清掃・修繕 済みとなるため、追加清掃・ 修繕等は行いません。現状の ままの引き渡しとなります。

- ・資格審査は千代田区住宅課が行います。
- ・審査終了後、入居手続きまでに保証金を納入していただきます。
- ・入居にあたり連帯保証人1名が必要となります。手続きの際に連帯保証人 になる方の印鑑登録証明書、所得を証明する書類を提出していただきます。
- ※連帯保証人の資格は次のとおりです。
  - ① 日本国内に住所を有する方
  - ② 独立の生計を営み、確実な保証能力を有する方
  - ③ 印鑑登録証明書の取れる満 18 歳以上の方
  - ④ 九段さくら館(世帯用)は極度額(限度額) 2,408,400 円、 西神田区民住宅(単身用)は極度額(限度額) 1.312.800 円を保証できる方



# ■ 申 込 資 格(世帯用)

申込みのできる方は、申込日現在、次の①~⑧のすべてに当てはまることが必要です

### ① 千代田区内に申込者または、親もしくは子が居住しているか、 申込者が千代田区内に勤務していること

- (1) 申込者本人が次の  $(r) \sim (\dot{p})$  のいずれかに該当する成年で、そのことが住民票等で証明できること (外国人については、在留資格が確認できること)。
  - (ア)申込者本人が千代田区内に居住していること。
  - (イ)申込者本人の親または子が千代田区内に居住していること。
  - (ウ)申込者本人が千代田区内に勤務先を有し(派遣社員は派遣先が千代田区内であること。アルバイト・パート等は除く)、そのことが在勤証明書等で証明できること。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上(令和3年12月2日以前から)在留している方であること。

### ② 同居親族がいること(単身では申込みできません)

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

- (1) 現在、別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次の(ア)~(ウ)のいずれかに当てはまること。
  - (ア)婚約者(入居手続きのときまでに入籍できること)、パートナーシップ関係の相手方
  - (イ)申込者本人または同居親族と、税法上の扶養関係にあること。
  - (ウ)独立して生計を営む直系血族または直系姻族(申込者または配偶者の祖父母、父母、子、孫)であること。
- (2) 次の例のように、家族を分離しての申込みはできません。
  - (ア)夫婦が別居する申込み
  - (イ)結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み
- (3) 内縁関係の場合、住民票の続柄が「未届の夫(または未届の妻)」と記載されており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (4) パートナーシップ関係の場合、東京都の宣誓制度または同等の制度による証明を受けており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (5) 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません(出生、死亡の場合を除く)。

### ③ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表(18ページ参照)の入居家族数に応じた所得基準の範囲内であること (13~19ページの計算方法に従って計算してください)。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

### ④ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

申込者本人および同居しようとする親族に自家所有者(共有名義人や人に貸している場合を含む)がいるときは、次の(1)(2)のような場合を除き申込むことはできません。区営住宅、区民住宅、借上型区民住宅に居住している方は、(8)の条件を満たす場合のみ申込みができます。

- (1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、今回募集の住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿を提出できる方
- (2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる方
- ※上記以外でも申込める場合がありますが、特殊な例に限られますので、上記(1)(2)以外に該当する方は、申込み前に必ず問合わせ先へご相談ください。

### ⑤ 住民税を滞納していないこと(申込者および同居親族)

### ⑥ 申込者および同居親族が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

### ⑦ 特記事項(12ページ)を遵守できること

### ⑧ 区営住宅・区民住宅に入居している方の条件

#### (1) 区営住宅の入居者

申込日現在、収入基準等の申込資格を有する方は、入居家族数に応じて今回の募集住宅に申込みが できます。

#### (2) 区民住宅の入居者

- (ア)現に居住する住戸が狭く以下の(A)~(C)の状態を確保できない場合で、収入基準等の申込 資格を有する方は、入居家族数に応じて今回の募集住宅に申込みができます。ただし、現在居 住する住戸より今回応募する住宅の方が、間取りが大きくなる場合に限ります。
  - (A)夫婦の独立の寝室を確保する。ただし、小学校就業前の子ども(平成28年4月2日以降の生まれ)1人までは同室を可とする。
  - (B)小学生から成年前については、夫婦と別の寝室を確保する。この場合、子どもは1室2人とし、中学生以上については性別就寝とする。
  - (C)成人については、個室を確保する。

# ■申 込 資 格(単身用)

申込みのできる方は、申込日現在、次の①~⑧のすべてに当てはまることが必要です。

### ① 千代田区内に申込者または、親もしくは子が居住しているか、 申込者が千代田区内に勤務していること

- (1) 申込者本人が次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する成年で、そのことが住民票等で 証明できること(外国人については、在留資格が確認できること)。
  - (ア)申込者本人が千代田区内に居住していること。
  - (イ)申込者本人の親または子が千代田区内に居住していること。
  - (ウ)申込者本人が千代田区内に勤務先を有し(派遣社員は派遣先が千代田区内であること。 アルバイト・パート等は除く)、そのことが在勤証明書等で証明できること。
- (2) 外国人については、(1)のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上(令和3年12月2日以前から)在留している方であること。

### ② 申込者本人が単身者であり、同居しようとする親族がいないこと

単身者とは、配偶者、内縁関係の方、婚約者、パートナーシップ関係の相手方がいない方 をいいます。

次の例のように、家族を分離しての申込みはできません。

- (ア)夫婦、パートナーシップ関係の相手方が別居する申込み
- (イ)結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

### ③ 世帯の所得が所得基準の範囲内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表(18ページ参照)の入居家族数に応じた所得基準の範囲内であること (13~19ページの計算方法に従って計算してください)。

※所得基準の範囲外の方の申込みは無効です。

## ④ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

\_ 自家所有者(共有名義人や人に貸している場合を含む)の方は、次の(1)(2)のような場合を除き申込むことはできません。区営住宅、区民住宅に居住している方は、⑧の条件を満たす場合のみ申込みができます。

- (1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、今回募集の住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿を提出できる方
- (2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により、自家所有者でなくなる方
- ※上記以外でも申込める場合がありますが、特殊な例に限られますので、上記(1)(2)以外に該当する方は、申込み前に必ず問合わせ先へご相談ください。

### ⑤ 住民税を滞納していないこと

### ⑥ 申込者が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6 号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ 照会する場合があります。

# ⑦ 特記事項(12ページ)を遵守できること

### ⑧ 区営住宅・区民住宅に入居している方の条件

### (1) 区営住宅の入居者

申込日現在、収入基準等の申込資格を有する方は、入居家族数に応じて今回の募集住 宅に申込みができます。

### (2) 区民住宅の入居者

世帯用住宅(2DK以上の住戸)に単身で居住している場合で、収入基準等の申込資格 を有する方は、単身用住宅への申込みができます。

### ★ 優遇資格を確認してください。

# ■優遇資格

「優遇」区分に申込みできる方は、申込者本人が千代田区に引き続き1年以上(令和3年12月2日以前から)居住しており、下記の「優遇」事項に当てはまる方です。「一般」抽選の方より、当選確率が3倍に増えます。該当の方は、「優遇」事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に必ず1つ○印をしてください。下記の「優遇」事項に該当しない方、記入のない場合は、すべて「一般」となります。

なお、当選後の調査等で「**優遇」**資格に該当していないことが確認された場合は、「失格」になります。

### 【区民住宅・世帯用】

### 優遇 1

狭小【注 1】であり、かつ衛生上・安全上劣悪な状態【注 2】の民間賃貸住宅等に住んでいること(社宅、寮、UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅、親族の家に間借りしている場合は含まれません)。

【注 1】住宅専用面積が、1人世帯 25㎡、2人世帯 30㎡、3人世帯 40㎡、4人世帯 50㎡、5人世帯 57㎡(3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は、0.75人として数える)未満(この条件には必ず該当すること。その他に【注 2】に当てはまることが必要となります)。

#### 【注2】次の①~⑥の項目に2つ以上該当すること

- ① 建築後40年以上経過している。
- ② 倉庫など住宅以外の建物に住んでいる。
- ③ 台所が他の住戸と共同である。
- ④ トイレが他の住戸と共同である。
- ⑤ 風呂が住戸内にない。
- ⑥ エレベーターがない住宅の3階以上に居住している。
- ※ 審査の際、確認に行く場合があります。

### 優遇 2

申込者本人を含む世帯構成員のいずれかが、65歳以上の者または心身障害者(身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)または障害者総合支援法に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者であること

### 優遇 3

住宅に入居しようとする親族に申込日現在、義務教育修了前の児童・生徒(乳幼児を含む) がいること

### 優遇 4

5人以上の親族が同居し、全員が区民住宅に入居できること

# 【区民住宅・単身用】

『優遇1』と『優遇2』のみ適用されます。

- ◎ 左記の優遇資格1・2に該当する方は、申込書の裏面にも必ず記入してください。
- **※ 区民住宅には、落選回数による優遇はありません。**

# ■特記事項

次の事項については、あらかじめご承知おきください。

#### 1 共通事項

- (1) 特に理由がなく入居日を延期することおよび保証金を入居許可日(契約日)までに入金できない場合は、資格審査合格者となっていても失格となることがあります。また、お預かりした保証金は、住宅返還(退去)の際、未納の使用料や入居負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします(利子はつきません)。
- (2) 住宅を、居住以外の目的(営業等)に使用することを禁止しています。
- (3) ペット(犬や猫、小鳥等)は共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- (4) 入居後、入居者の負担で火災保険(個人賠償責任担保特約および借家人賠償責 任担保特約付損害保険)に加入していただきます。
- (5) 入居後、各住宅の防災組織および自治会組織になるべく加入していただきます。
- (6) 西神田区民住宅を除き、バイク置場はありません。
- (7) 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。

#### 2 駐車場について

九段さくら館・西神田住宅には、駐車場(有料)が設置されています。入居の時 点で空きがあった場合は、貸し出しすることが可能です。

# ■ 所得金額の計算方法

# まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

# 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなど の所得です。たとえば、会 社員、パート、アルバイト、 事業専従者などの所得をい います。

給与でいう「年収」とは、 給与所得控除をする前の金 額であり、「所得」とは異なる ので注意してください。

## 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配 当所得、不動産所得、雑所 得などの所得です。

たとえば、自営業、外交 員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

## 年金所得とは

厚生年金、国民年金、共 済年金、年金基金などの所 得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

14~15ページをご覧ください

16ページをご覧ください

17ページをご覧ください

# ★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。 仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。 ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要 です。

# ★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降結婚または出産等のため、令和5年1月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます(申込書に退職予定年月日をご記入ください)。

# 給与所得の方(会社員・パート・アルバイト等)

- ※ 給与の「所得金額」とは、支払いを受けた金額ではありません。
- ※ 給与所得の方でも、確定申告されている方は、16ページをご覧ください。

### 現在の勤め先に就職した日が

賞与

### 令和3年1月1日以前の方

## 令和3年1月2日以降の方

申込書

(あなたの所得について)の欄

年 収 額

総所得

下段で計算した

所得金額を記入

してください。

総収入

現在の勤め先でのあなたの月別収入 を記入してください。

働いた月 税込支給額

月月月

月

月

月

月

月

月

月

月

月

収入計

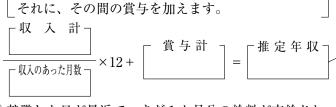
合計

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和3年1月2日から令和3年11月1日までの方 (令和3年11月から令和4年10月までの合計となります。)

「収入計」+「賞与計」=「推定年収」

(2) 就職した日が令和3年11月2日以降の方 就職した翌月から令和4年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。 それに、その間の賞与を加えます。



(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

「基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。 ※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

## ◎総収入額を所得金額に換算します。

賞与計

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。 総収入額が、

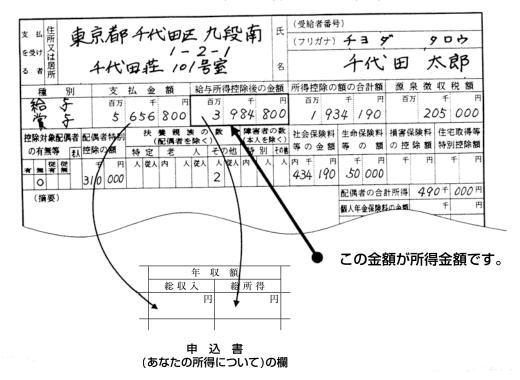
- (1) 0円~1.628,000円未満の方-
- (2) 1,628,000円以上~6,600,000円未満の方→4で割って1,000円未満を端数整理します。-

〔例〕総収入額が5,656,800円の場合

(3) 6,600,000 円以上の方 -

#### 《源泉徴収票の交付を受けた方》

### 令和 3 年分 給与所得の源泉徴収票



### 《源泉徴収票の交付を受けていない方》

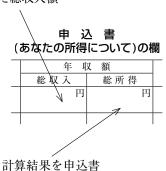
(令和3年1月から令和3年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。 次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。

#### 総収入額を所得金額に換算する計算式

	総収入額	所 得 金 額	区民住宅の所得金額
	551,000 円未満	所得金額は0円	所得金額は0円
	551,000 円以上 1,619,000 円未満	12か月分の収入額- 550,000円	所得金額-100,000円
	1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	所得金額は 1,069,000 円	所得金額-100,000円 (969,000円)
>	1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	所得金額は 1,070,000 円	所得金額-100,000円 (970,000円)
	1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	所得金額は 1,072,000 円	所得金額-100,000円 (972,000円)
L	1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	所得金額は 1,074,000 円	所得金額-100,000円 (974,000円)
Г	1,628,000 円以上 1,804,000 円未満	端数整理後の額 ( 円)× 2.4+ 100,000円	
>	1,804,000 円以上 3,604,000 円未満	端数整理後の額 ( 円)× 2.8 – 80,000円	
L	3,604,000 円以上 6,600,000 円未満	端数整理後の額 ( 円)× 3.2- 440,000円	所得金額-100,000円
_ [	6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	総収入額× 0.9- 1,100,000円	
>_	8,500,000 円以上	総収入額 - 1,950,000円	
	※「反民仕字の形	但夕笳」が計算によりマイナフになる担 <b></b> 点1	+ 0回レーアノガタい

※「区民住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

前ページ上段で計算 した総収入額

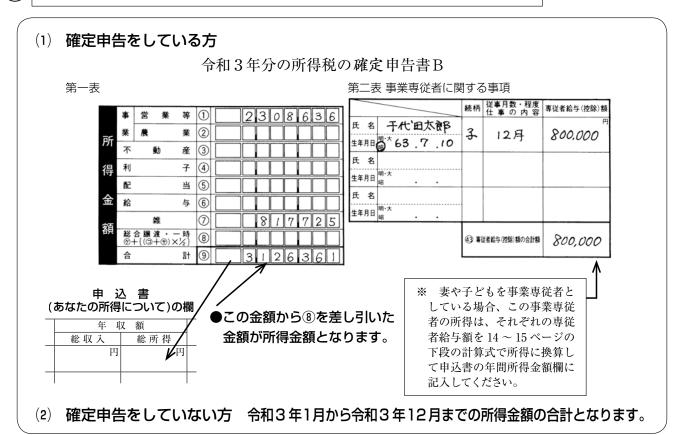


計算結果を申込書 の所得欄に記入し ます。

# ■ 事業等所得の方(自営業・外交員等)

※給与所得の方でも、確定申告をされている方は、こちらをご参照ください。

# (1) 現在の仕事を始めた日が 令和3年1月1日以前の方



# ② 現在の仕事を始めた日が 令和3年1月2日以降の方

次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。 現在の仕事を始めたときからの月別の収入金 額、必要経費、所得金額を記入してください。 (1) 現在の仕事を始めた日が令和3年1月2日から令和3年11月 (収入金額-必要経費=所得金額です) 1日までの方 働いた月 収入金額 必要経費 所得金額 (令和3年11月から令和4年10月までの合計となります。) 推定所得金額一 月 (2) 現在の仕事を始めた日が令和3年11月2日以降の方 月 現在の仕事を始めた翌月から令和4年10月までの所得 月 金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。 月 ·所得金額合計-月 推定所得金額 月  $-\times 12 =$ 営業した月数-月 申込書 月 (あなたの所得について)の欄 年 収 額 月 総収入 総所 円 計 合

病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

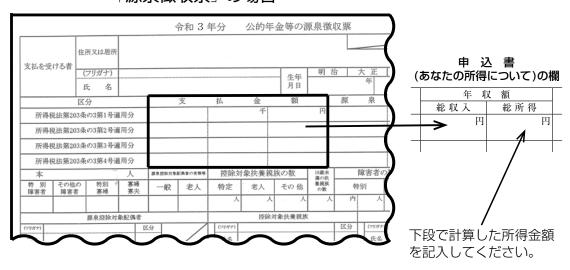
# ■ 年金を受けている方

- ※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。
- ※ 令和3年1月から令和3年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の 説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

# (1) 令和 2 年 12 月以前から年金を受けている方

「令和3年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

### 「源泉徴収票」の場合



# (2) 令和3年1月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

# ◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所 得 金 額	区民住宅の所得金額
65 歳以上	1,100,000 円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
昭和32年 12月2日	1,100,001 円~ 3,299,999 円	年金収入額 - 1,100,000 円	所得金額 - 100,000円
以前生まれ	3,300,000 円~ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000円
65 歳未満 昭 和 32 年 1 2 月 3 日 以降生まれ	600,000 円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001 円~ 1,299,999 円	年金収入額 - 600,000 円	所得金額 - 100,000円
	1,300,000 円~ 4,099,999 円	年金収入額 × 0.75 - 275,000 円	所得金額 - 100,000 円

※「区民住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

例

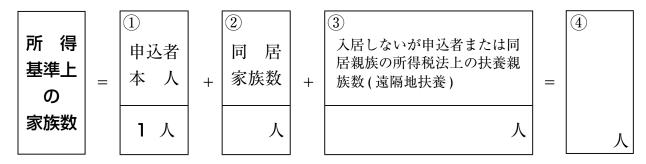
※「年金収入額」4.100,000円以上の場合は、お問い合わせください。

注)年金のほかに収入がある方 はそれぞれ所得を計算し、 2段書きにしてください。

申込書の年収額欄				
年 山	又 額			
総収入	総所得			
給与〇〇〇〇円	0000円			
年金〇〇〇〇	0000			

# ■ 所得基準

### 1. あなたの世帯の所得基準上の家族数

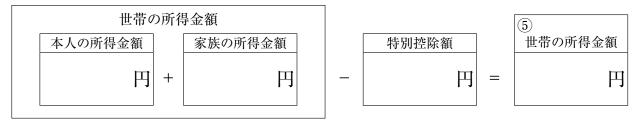


### 【注】出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含める ことはできません。

- ※遠隔地扶養とは、所得税法に基づいた扶養親族をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当 しません。
- ※入居家族数( $3\cdot 21$  ページ参照)は、実際に区民住宅に入ろうとする人数(1+2の合計)であり、遠隔地扶養(3)は含みません。

#### 2. あなたの世帯の所得金額の計算

19ページの「特別控除」および14~17ページを参考に計算してください。



※世帯に収入のある方が2人以上いる場合、入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算してください。

### 3. 所得基準表

家族数 (上記④の人数)	所 得 金 額 (円) (上記⑤の金額)
1人	1,896,000 ~ 10,008,000
2人	2,276,000 ~ 10,388,000
3人	2,656,000 ~ 10,768,000
4人	3,036,000 ~ 11,148,000
5人	3,416,000 ~ 11,528,000

※ 遠隔地扶養により、家族数を超える場合は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

# ■ 特別控除

下表の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、18ページの所得基準表に当てはめてください。

#### ① 申込世帯の合計所得金額から控除するもの

控除の 種類	特別控除 金 額	特別控除を受けられる人	備考
(1)老人扶養 控 除 等	1人につき <b>10万円</b>	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で 70 歳以上 (昭和 27 年 12 月 2 日以前の生まれ) の人	
(2)特定扶養 控 除	1 人につき <b>25 万円</b>	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で 16 歳以上 23 歳未満 <u>(平成</u> 11 年 11 月 23 日~平成 18 年 12 月 2 日生まれ)の人	
(3)障 害 者 控 除	1 人につき <b>27 万円</b>	次のいずれかに当てはまる人 【 】内は特別障害者控除に該当する人 1 愛の手帳などの交付を受けている人【1・2 度の人】 2 身体障害者手帳の交付を受けている人【1・2 級の人】 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人【1 級の人】 ※障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む	(3)の障害者 控除と(4)の 特別障害者 控除は同一 人があわせ
(4)特 別 障害者 控 除	1人につき <b>40万円</b>	4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症~第2目症の人【恩給法別表第1号表ノ2の特別項症~第3項症の人】 5 【精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人】 6 【原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人】 7 【常に就床を要し、複雑な介護を要する人】 8 65歳以上 (昭和32年12月2日以前の生まれ)の人で1・2と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている人(同じく1・2の【】内と同じ程度であるものとして認定を受けている人)	て受けることはできません。

#### ② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から控除するもの

(ただし、その人の所得金額が特別控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除します。)

控 除 の種 類	特別控除 金 額	特別控除を受けられる人			
(5)寡 婦	ā	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が 500 万円以下の方 ②扶養親族を有する方			
控除	27 万円	夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。)			
(6)ひとり親 控 除	35 万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が 500 万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方			

- ・公営住宅法施行規則の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親 控除」に改めます。
- 「(6)ひとり親控除」に該当する方は、「(5)寡婦控除」の適用はありません。
- 年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」受けることはできません。
- 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

# ■ 使用者負担額の算定

入居者の負担の軽減を図るため、所得に応じて使用料の減額を行います。入居者が実際に負担する使用者負担額は所得や住戸規模・住戸位置により異なります。使用者負担額は毎年所得報告をしていただき、10月1日に改定します。

また、所得区分および使用者負担基準額も毎年見直します。

区民住宅の使用料は、共益費とともに毎月末日に口座引落としになります。

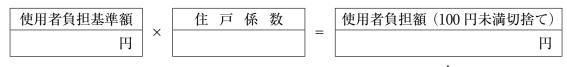
#### 〈使用者負担額の計算方法〉

(1) まず、あなたの使用者負担基準額を求めます。

下記の計算式により、あなたの世帯の月額所得を求めて、《使用者負担基準額表》に当てはめます。

$$\frac{13 \sim 19 \, \text{ページで求めた年間所得 - (同居者・扶養者数× 380,000 円)}}{12} = 月額所得$$

(2) 次に、あなたの使用者負担基準額に  $22 \sim 23$  ページの住戸係数を乗じて求めた金額(100 円未満切捨て)があなたの使用者負担額となります。



あなたが実際にお支払いになる金額です。 ※別途共益費を負担していただきます。

※なお、使用者負担額の上限は、住戸毎に定められた使用料です。したがって、上記の計算により算出した使用者負担額が各住戸の使用料を超える場合は、使用料=使用者負担額となります。

#### 《使用者負担基準額表》

(令和4年10月1日現在)

区分	所得区分(月額所得)	使用者負担基準額	特定		
1	158,000 円~ 228,000 円	66,700 円	特定公共賃貸住宅型の区分範囲	   特	
2	228,001 円~ 255,000 円	74,800 円	貸住	定庫	
3	255,001 円~ 278,000 円	82,600 円	宅型(	良良	
4	278,001 円~ 301,000 円	90,200 円	の区分	特定優良賃貸住宅型	区単独住宅型の
5	301,001 円~ 330,000 円	98,300 円	範囲	住名	独   住
6	330,001 円~ 364,000 円	107,600 円	48 万	型の	岩
7	364,001 円~ 400,000 円	118,100 円	(48万7千円まで	区	望の
8	400,001 円~ 445,000 円	130,400 円	まで	分範	凶   分
9	445,001 円~ 490,000 円	144,100 円		囲	区分範囲
10	490,001 円~ 546,000 円	159,500 円		-	
11	546,001 円~601,000 円	176,900 円			<b>※</b> 1
12	601,001 円~719,000 円	201,600 円			<b>※</b> 2
13	719,001 円~834,000 円	234,400 円			

※1 九段さくら館※2 西神田区民住宅

◎ 上記の表は毎年10月1日で変更になる予定です。

| 注意 | 入居後、所得が上記の表を超えた場合は、所得に応じた負担額が加算されます

# ★ 申込む住宅を選んでください。

# ■申込番号・申込区分等

今回募集するあき家住宅の申込番号・申込区分等は次のとおりです。

申込区分は、在住者については「一般」・「優遇」があります。

- ※申込区分の「優遇」は、千代田区内に引き続き1年以上(令和3年12月2日以前から)お住まい(住民票等で確認できること)の方だけが対象です。(「優遇」資格については10・11ページをご覧ください。)
- ※申込書中の家族数が、申込む住戸の入居家族数の範囲外の申込みは、原則無効になります。
- ※下記表中の「入居家族数」とは、申込者本人と同居する親族の数で、遠隔地扶養者は含みません。 入居家族数を超える場合は、次の条件で数え直し、入居家族数の上限以内の場合は申込みできます(3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人)。 ※世帯用住宅で入居人数が5人以上の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

#### 〈住宅名:九段さくら館(4階)〉

申込番号		申 込	区分		募集戸数	間取り	入居家族数
,	在任	主者	親または	<b>左勘</b> 耂	<b>1</b> 戸 2 DK		2人以上
'	一般	優遇	子が在住	在勤者	I /	2 DK	2八以上

#### 〈住宅名:西神田区民住宅(12階)〉

申込番号		申 込	区分	募集戸数	間取り	入居家族数	
2	一般	主者 優遇	親または 子が在住	在勤者	1 戸	1 DK	1人

# ■ 九段さくら館(4階) (区民住宅) (区単独住宅型)

#### ◆建物概要

所在地 千代田区九段南二丁目9番8号

交 通 地下鉄 市ケ谷駅 徒歩8分

地下鉄 九段下駅 徒歩9分

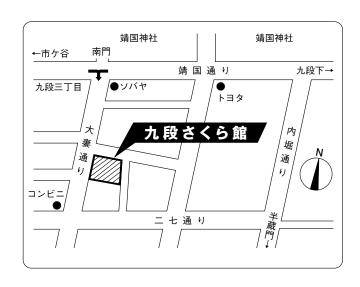
J R 市ケ谷駅 徒歩 11 分

構 造 鉄筋コンクリート造

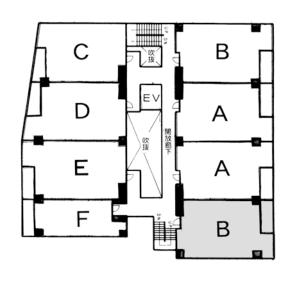
規 模 地下1階・地上7階建

#### ◆併設施設

区民集会室・防災備蓄倉庫



### 平 面 図



保証金	602,100円
使 用 料	200,700円
使用者 组 額	65,500円 ~200,700円
共 益 費	9,500円
住戸係数	0.9832

間取り



B タイプ 2DK (56.82㎡)

# 西神田区民住宅(12階)<sup>(区民住宅)</sup> <sub>区単独住宅型</sub>

### ◆建物概要

所在地 千代田区西神田二丁目6番1号

交 通 JR·地下鉄 水道橋駅 徒歩6分

地 下 鉄 神保町駅 徒歩6分

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造

規模 地上25階・地下2階

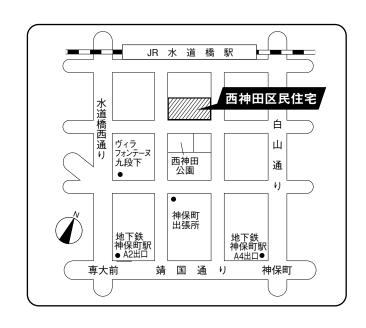
区民住宅(153 戸)

 $7 \sim 14$  階、 $18 \sim 25$  階

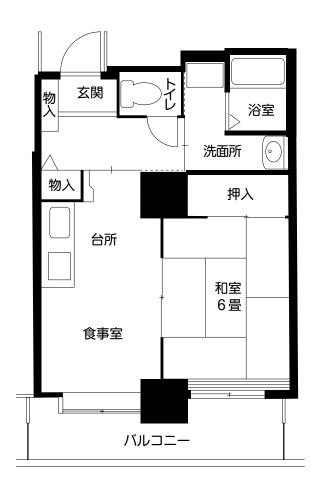
#### 【併設施設】

区営住宅・保育園・児童館

多目的小ホール・ストックヤード等

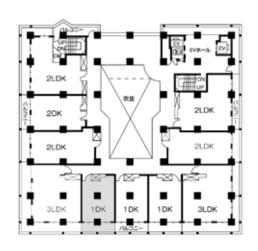


### 間取り例



1DK (39.16m)

### 平 面 図



保証金	328,200円
使 用 料	109,400円
使用者 组额	55,100円 ~109,400円
共 益 費	9,500円
住戸係数	0.8263

※入居家族数:1人

# 環境政策課からのお知らせ

# 家庭でできる省エネ対策

### 千代田区環境政策課より、家庭でできる省エネ対策についてご紹介します。

1.「ちよだ環境カレンダー」巻末にある「環境家計簿」を活用しましょう。

「環境家計簿」を作成し、普段の生活を見直してみましょう。「環境家計簿」は、環境政策課へ提出いただくと取組み期間や $CO_2$ 削減量(前年比)に応じて、もれなくお好きなエコグッズを差し上げます。

ステップ1



「身近な省エネ」に取り組む。

ステップ2



電気・ガス・水道のエネルギー使用量を記録する。

ステップ3



環境家計簿を千代田区役所に提出する。

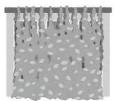


写真は「2015 ちよだ環境カレンダー」です。

#### 2. 家庭でできる省エネ対策いろいろ



電気はこまめに消しましょう。LED 電球へ買い替えることもエコですね。



ゴーヤなどを育て緑のカーテンでエアコンの設定 温度をおさえましょう。



蛇口はこまめに閉めましょう。



夏に、お風呂の残り湯や貯めた雨水を使って打ち水をしましょう。



ー緒に調理できるものは 同時に加熱しましょう。



皿などの汚れは拭き取っ てから洗いましょう。

千代田区は、平成21年1月に地球温暖化対策に積極的に取り組む都市として、国から「環境モデル都市」に選定されました。

身近でできることから環境 に配慮した行動に取り組んで みましょう。



メモ		

# 申込書の書き方(太線内だけを書いてください)

申込区分が「親または子が在住」に 当てはまる方は、 その親または子の 氏名、住所等を記 入してください。

外国人の方で、 通称名がある場合 は併記してくださ い。

申込者本人も含め た住宅に入ろうと する家族全員を書 いてください。

※ここに記入された方以外は入居できません。

申込日現在生まれていない胎児は 含みません。

申込書についているハガキには必ず63円切手を貼ってください。(2か所)

(切手が貼ってありませんと抽選番号、抽選結果等の通知ができません。)

○で囲んでください。(10・11ページ参照) 令和4年11月区民住宅(あき家)入居申込書 抽選番号 4 年 Я ※申込み資格の確認がで きない申込書は無効と 代  $\mathbf{H}$ X 長 殿 なります。 ☆記入しないでください。 私は、千代田区民住宅を使用したいので、申し込みます。 なお、申込みのしなり記載の区民住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り 消されても異議がないことを誓約いたします。 また、暴力団員であるからかの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します 在 住 者 申 込 親または 由认 在勤者 ◇ 記入してください。 子が在住 区分 一般 優遇1 優遇2 優遇3 優遇4 番号 **☆該当するものを1つ○で囲んでください。** (2つ以上は無効となります。) 区民住宅(単身用) 区民住宅 (世帯田) 九段さくら館(2DK) 2 西神田区民住宅(1DK) 【しおり P.10・11 参照】 区内在住の **λ者が千代田区内在住ではなく、親または** 子が区内在住の場合に記入してください。 親または子の 千代田区 雷話 **7** ( 申込者が千代田区内に勤務している場合に、 千代田区 記入して 勒務先住所 ださい。 ▶太線内を必ず記入してください。 郵便番号 自宅電話 入居予定者数 現住所 千代田区内 居 住 年 数 フリガナ 昭和 年月日 Я 者 平成 名 西暦 (満 宅に入 ろ 所 収 年 Æ 続柄 性別 生 年 月 日 職業 電話番号 総収入 総 所 得 円 名称 電話 本人 男·女 円 込 名称 男・女 平成 Щ Щ (満 男·女 円 円 . (満 電話 名称 電話 円 円 (満 歳) 月 Н 名称 電話 男·女 円 円 (満 月 Н 名称 男・女 円 円 (満 計 请隔地扶養 あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、下欄に記入してください(障害者は障害の程度も記入)。【しおりP.19参照】 特定扶養親族 障害者または特別障害者 老人扶養親族等 寡 婦 ひとり親 障害の程度 Æ 級 名 級 ◎あなたが住宅を必要としている事情など 年間所得金額 (特別控除後) 収入認定世帯人数 を申告する欄がありますので**、裏面も必** ず記入してください。 ⇔記入しないで

申込区分については当てはまるものを1つ

**19ページ**の特別控除に当てはまる方がいる場合は、必ず記入してください。障害者の場合には、氏名のほかに障害の程度(○級または判定○度)も記入してください。

ください。

※なお、申込書は返却いたしません。

# 必ず記入してください。

◎あなたが住宅を必要としている事情を記入してください(当てはまるものを○でかこみ、必要事項を書いてください)。
※申込者本人に自家所有者(共有名義人や人に貸している場合を含む)がいる場合、特殊な例を除き、申込みできませんのでご注意ください。

(1)住宅の種類	(1) 住宅の広さ
ア. 自宅 イ. 親兄弟などの家 ウ. 借家	住宅の部屋数室
エ. 賃貸マンション・アパート オ. 間借り カ. 社宅・寮	住宅の階数階建ての階
キ. UR 賃貸・公社住宅 ク. 都営住宅 ケ. 都民住宅	(2) 家賃 月額円(管理費・共益費等を除く)
コ. 区立・区営住宅 サ. 区民住宅	(3) 住宅を必要としている理由
シ. その他( )	ア. 立ち退き要求を受けている イ. 家賃が高い
(2)あなた(申込者)は、土地または建物を所有している	ウ. 住宅が狭い エ. 設備が不十分
ア. 所有していない	オ. 住宅が老朽化している カ. 環境が悪い
イ. 所有している (土地・建物)	キ. 災害の危険がある ク. 他の世帯と同居している
※所有者は原則として申込むことができません。	ケ. 通勤に不便 コ. 結婚するため
(3)住宅の所有者(借りている場合は大家さんの)	サ. その他(
氏名	
住所	※当選後に現在の住宅の間取り図をご提出していただきます。

### 現在のあなたの収入を確かめてください。

1. 申込者の収入について記入してください。

収入のある人の氏名	1	収入の種	類(2つ以上	の場合は該当するもの全部)	
	ア. 給与	イ. 事業所得	ウ. 年金	エ.その他(	)
	ア. 給与	イ. 事業所得	ウ. 年金	エ. その他 (	)
	ア. 給与	イ. 事業所得	ウ. 年金	エ. その他 (	)
	ア. 給与	イ. 事業所得	ウ. 年金	エ. その他 (	)
	ア. 給与	イ. 事業所得	ウ. 年金	エ. その他 (	)

#### ◎在住者の方で抽選区分の「優遇1」、「優遇2」で申し込む方は、以下の欄にも記入してください。

優 遇	様小であり、かつ衛生上・安全上劣悪な状態の民間賃貸住宅等(社宅、寮、UR賃貸住宅(旧公団住宅)・公社住宅、親族の家に間借りしている場合は含まれません)に居住している方の現在の状況をお聞きします。  1 住宅専用面積
優	(1) 65歳以上の方の現在の状況をお聞きします。 ア. 現在、入院・療養をしていますか。 ①していない ②している
遇	<ul><li>(2) 障害者の方の障害の状況をお聞きします。</li><li>ア. 障害のある方はどなたですか。 ①申込者本人 ②同居しようとする者(氏名)</li></ul>
2	イ. 障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無。 ①有 ②無 ウ. 障害の程度は。 級 度(障害の部位

※「優遇抽選」を申告された方には、当選後調査させていただきます。

なお、当選後の調査で優遇資格に該当していない場合は、失格になりますので十分ご注意ください。

# **区民住宅**とは

「区民住宅」は、中堅所得層のファミリー世帯向けに供給する公共賃貸住宅です。適切な入居者負担で入居できるように千代田区が建設し、家賃負担の軽減を行い、提供する住宅です。

※「区民住宅」は、資格審査から入居の決定までを千代田区が行います。

# こんなときには…

- 1「申込み後、住所が変わってしまった!」
  - ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号(返信はがき)の通知を受け取れるようにしてください。
- 2「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった!」
  - ①申込者名 ②抽選番号 ③旧(申込時の)住所 ④新(現)住所 ⑤電話番号 を下記へ連絡してください。
- 3「抽選番号の通知が送られてこない!」
  - ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書 に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手の貼ってある方は抽選結 果の通知をお待ちください(マンション名等の方書きの記入漏れにご注意を)。
- 4「抽選結果も送られてこない!」
  - ・申込番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課電話 (03) 5211 3607 (直通)